



# 情報通

2003.October 10月号  
発行日：平成15年10月1日  
発行：東京税理士会  
情報システム委員会  
題字：金井塚 清（豊島）

## 「情報通」について 情報システム委員会担当常務理事 森谷 修一

電子申告が、いよいよ間近になってまいりました。平成16年2月名古屋国税局管内で、東京国税局管内を含む全国では平成16年6月から始まります。東京税理士会の会員でも名古屋局管内の納税者から、「…先生、『電子申告』ってえのやってみてみたいがや。」とリクエストされれば、直ちに準備にかからねばならないくらい差し迫っているのです。また、税金の申告が電子化されるだけでなく、これは政府の電子化の始まりであり、ITを基盤とする新しい社会の到来を意味するのです。この新時代に対応するためには、従来の紙を前提にした税理士業務を見直したり、新たな知識を吸収する必要があります。

しかし、調べようにも、学習しようにも、情報は多すぎるし、日常業務に追われる税理士には時間が少なすぎる、という現実が立ちほだかかります。そこで、情報システム委員会は、最新の情報から役立つものを選択し、分かりやすい形にかみ砕いて、

皆様に提供はできないものか?と考えました。利用媒体につきましては、Web等も検討しましたが、会員の習熟度、予算面を考慮して、「会報紙面」を選択しました。そして「これさえ読んでいけば時代について行ける」というページにいたします。紙面作りのため当委員会に設置した「報道班」も出足からハイテンションです。来るべき社会においても、税理士が納税者から確固たる信頼を得られるように、と考えて、この紙面刷新に踏み切りましたので、皆さんの「熟読」お願い致します。

タイトルの「情報通」は、このページを継続して読み続けていると、驚異的にIT関連の事情に明るくなる、ところからきています。なに～『オタクの与太話』ですと～?! 己の理解できないことを「オタク」の3文字で片付けるのは、勉強不足の言い訳ですぞ! 本当の「オタク」は、他人に教えないんだから…。このページを読んでジャンジャン日常会話で使いましょ。あなたの評価が俄然向上したりして。

「ああた、何でもよくご存じですねえ。通(つう)だね、ああたは。」

## 税理士情報フォーラム '03秋 速報



テーマ	何はさておきICカード
開催日時	平成15年9月18日(木)午後1時～4時30分(予定より30分延長)
場所	税理士会館4階大会議室
主催	東京税理士会情報システム委員会

大盛況でした。当日は、天候にも恵まれ、主催者発表の速報数値で約400名と4階のメイン会場、3階及び1階ロビーの特設会場ともに満員。大変熱気に包まれたイベントでした。来年から実施される電子申告をにらんで参加会員もそろそろ本気になりだした模様。パネルを駆使した寸劇仕立ての解説は好評で、参加者には、来年2月より税理士界の先頭を切って始まる名古屋会の会員や日税連関係者も加わり真剣な眼差しで議論の行方を見つめていました。フォーラム全体の詳細については、記録集として制作されるCD-ROMに譲るとして、本紙では電子申告本番に向けて報告すべき次の点を速報します。

### 第1部 「ICカードについて」

#### ◆ICカードとは?

今回は、これまでのフォーラムでの勉強を踏まえて、いよいよ電子申告の具体論に入りました。電子申告の基盤をなすPKIでは、認証局と呼ばれる機関が利用者に公開鍵証明書と呼ばれる電子証明書を発行します。この証明書は、現実世界における印鑑証明書に相当します。PKIでは、この証明書をベースにして、セキュリティの基盤を構築します。この証明書は紙ではなくデジタルデータ、電磁的記録ですのでこれを格納する入れ物が、今回の「ICカード」なのです。税理士に関して言えば、「あなたは真に税理士だ。」ということの日税連の認証局が証明してくれるデータの入ったカード、ということになります。

具体的には、①あなたの署名鍵(別名秘密鍵)、②あなたの電子証明書(別名、公開鍵証明書)、③日税連認証局の電子証明書(別名、ルート証明書)、が格納されます。従って「電子申告は、ICカードがなければ出来ません」、ということになるわけです。

### 第2部 「質疑応答」 ※多くの会員よりあった様々な質問のうち、ICカード関連を掲載します。

Q1:電子申告にはICカードの他に何が必要ですか?

A1:ICカードに加えて、ICカードリーダーと当たり前ですがパソコン本体が必要です。

Q2:ICカードリーダーなる装置は、どんなものですか?

A2:ICカードを読みとる装置です。今回のフォーラムのデモ機は、かなり高額ですが、機能を絞った簡易なモノが数千円程度で提供されるとの報道もあります。

Q3:ICカードの受領に関して、本人限定受取郵便物は会員本人が必ず郵便局ま

### フォーラム参加者-会場の声

■「わかりやすくて大変よかったです。名古屋会としても頑張ってICカード取得100%を目指します。」(名古屋税理士会:I会員)

■「ICカード取得、大変ですが、まず支部会員300名全員に働きかけることから始めます。電子申告をやる、やらないについてはそれからですね。税務署との電子申告の研修会について情シス委員のご協力、大変心強く思います。」(荻窪支部:H会員)

■「電子申告に興味を示さない同僚がかなり多い。ICカードの普及状況が心配です…」(葛飾支部:N会員)

■「良かった。ICカードの取得方法は理解しました。カードは必ず取得します。」(練馬東支部:H会員)

#### ◆ICカードの取得と取扱

ICカードの取得手順については当日実演した内容を次のカテゴリー毎によく確認して下さい。

※申請書類の取得→申請書類の提出→ICカード等の受領→受領書(はがき)の返信

なお詳しくは、当日配付の資料又は会報「東京税理士界(第560号/平成15年9月1日付)」を参照して下さい。更に主催者からの重要な指摘事項として次の点がありました。日税連では11月初旬の上記申請書類の送付に先立ち、同書類を会員向けに送付する旨、通常の1.2倍サイズのハガキで通知があるとのこと。また、受領したICカードの取扱につき細心の注意を呼びかけていました。つまり現行の実印と同等以上の注意で管理すべきで、管理状態が杜撰である場合、そもそも日税連認証局の資格自体が取り消されるおそれもありうるということです。大事にしましょう。

で取りに行くこととなっているが、その郵便局とは、どこのことですか?

A3:通常、事前に郵便局からお知らせとして「本人限定受取郵便物到着のお知らせ」があり、その中に記載されています。

Q4:税理士法人にもICカードは発行されるのか?

A4:税理士法人にはICカードは発行されません。必要の際は、代表者個人の公的個人認証によるか、法務局の商業登記認証によることとなります。

■「寸劇等、企画工夫が見事でした。質疑応答の時間が多く有益でした。」(名古屋税理士会:O会員)

■「①企画:時期的にピッタリ。期待がいやが上にも高まります。②寸劇:面白く分かりやすかった。パネルを使ったのはgood。声が小さかったのがちょっと残念。顔もずいぶんこぼっていたよ。③プレゼン:パワーポイント、背景にロゴを全面表示しているので文字が多少見にくかったかな?ビデオ映りはどうですか?」(豊島支部:K会員)

■「電子申告の実行は様子見ですが、手続きだけは指示通り行いたいと思います。」(大森支部:O会員)

電子申告は **ICカード** がなければ出来ません